| Title | 山の佛教の胎動期 |
|------------------|---|
| Sub Title | Origin of "mountain Buddhism" in Japan |
| Author | Brinckmeier, Richard E. |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1958 |
| Jtitle | 史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.275- 295 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | Japanese Buddhism developed, in its early days, without any connection with mountains. It was in the late seventh century that the Buddhist movement in the mountains appeared for the first time in Japanese history. The Government which was established on the Taiho Ritsuryo took an oppressive attitude toward the discipline in the mountains, which was one of the important exercises of Buddhist disciplinarians, during the seventh and eighth centuries- It is presumed that this oppressive attitude on the part of the authorities was relaxed in the latter half on the Tempyo 天平 era (740 ~ 750). However, after this period, the Government again adopted an oppressive policy. It is supposed that some Buddhist priests, who had critical opinions of State Buddhism, excited the authorities and the Government changed its attitude in the treatment of disciplinarians (about 770). It was by no means an easy task for Buddhism to invade the mountains. It had to struggle with the traditional worship of Yama-no-Kami (the mountain God). Many legends told about struggles during the period from the latter half of the eighth to the ninth century have been handed down from generation to generation. For instance, the legend that the mountain gods prayed to be saved through the mercy of Buddha, gradually turned into a belief that the gods of the mountain sby overcoming the traditional faith, and Buddhism and the traditional faith blended into each other. Thereafter, Buddhism became influencial among the Japanese people. Legends of this early mountain Buddhism became in fact the popular faith. In this respect we have to mention the itinerant monks who were being oppressed by the Government of the early eighth century. The main factor that facilitated the Buddhist approach to the mountains was esoteric Buddhism (Mikkyo) to which the Japanese were paying increasing attention in the mideighth century. At the same time, we must not fail to mention the influence of two Chinese priests, Dosen 這 and Ganjin ‱ came to Japan at that time and assumed |
| Notes | 慶應義塾創立百年記念論文集 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0279 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山の佛教の胎動期

R·E·ブリンクマイヤ

三、山を志向した僧たち二、山の佛教と神佛の關係一、山居修行の解禁

、山居修行の解禁

1

七七〇年(寶龜元年)十月二十八日、續日本記には次のような記載がある。

僧綱云、奉"去天平寶字八年勅、於"山林寺院、私聚"一僧已上、讀經悔過者、

絕 "禪迹」、伽藍院中、 永息,於響、俗士巢許、猶尚,嘉遁、 况復出家釋衆、 寧无,, 閑居者, 乎、伏乞、 長往之徒、 聽,其

僧綱固加,禁制?

由、是、

山林樹下、

修行、韶許」之、

山の佛教の胎動期

後繼の僉議などをめぐる政情は遽かに緊張するに至つた。この新朝出發の緊張まださめやらぬ時期に、そして佛教政治 この年の春、 稱德帝は由義宮に遊んで歸京以來、永らく病の床に伏していたが八月四日遂に幽冥に歸するに及んで、

二七五

に示されなければならなかつたという點が注意すべきことだと思われるのである。 の一つの極盛期と云われる道鏡政權が葬り去られた直後の時期に、右のような、 山居修行の解禁ということが先ず僧界 この事は新しい政權の擔當者たちに

とつてどういう意味を持つたのであろうか。

道鏡が治安對策上發令したものであり、從つて、道鏡すでに失脚した後ではその必要性が失われたので禁を解いたと考 行の禁そのものは、 考え方の一 本紀)と奈良の朝延には珍しく嚴しい態度で佛門の反省を要求しているが、 こんなところにもこの朝延の寺院に對する 朕不德·雖¸近"此尤,於"彼桑門·寧亦無¸愧、 新藥師寺の西塔・葛城寺の塔及び金堂等が燒盡したことがあつた。その事について二十日の詔の中で、「情深悚悼、 それは單に經濟的な面のみのことではなく、 對する勢力を認めることが出來る。光仁朝の政權は、 この墾田の私有という一つの問題をめぐつても明らかに示されている通り、奈良朝後半期を通じて、藤原氏を中心とす る律令貴族の勢力と、 の一黨を葬り去つた新政權は、早速七七二年(寶龜三年)にこの政令をくつがえして貴族の私有地擴大を容認している。 道鏡が政權を奪取した際、 端が表示されていると云えよう。こう見てくると、光仁の朝廷が發足するにあたつて、 たということは何を意味していたのであるかが一つの疑問となつてくるのである。 直接には、 東大寺などを中心として天平年代を通じて形成されてきた國家佛教的寺院の勢力との、二つの相 彼は七六五年(天平神護元年)に寺院以外の墾田開發・私有を禁壓する擧に出た。 最初に擧げた詔文の中に見える通り、 例えばやゝ年が下るが、七八〇年(寶龜十一年)一月十四日に大雷があり、 如」聞緇侶行事與」俗不」別、上違,,无上之慈教、下犯,,有國之道憲、」 よく云われる通り、 仲麻呂のクーデターを武力斷壓した直後の 寺院勢力を抑壓しようとするものであつた。 こゝで解禁された山居 先ず僧尼の山居修行 その道鏡 時期に (續日 於

大きな問題であつたはずなのである。 とつてきていたのであつて、 えられる。併しより廣く眺めてみれば、奈良の律令朝廷はこの僧尼の山居修行ということについては終始抑壓的 單に仲脈呂や道鏡の治安對策のみのことではなく、 そこでまず律令國家と山林佛教との關係についてその交渉の大略を見渡してみる この事は、 奈良の朝廷にとつてもつと

2

ことから始めていこう。

は日本佛敎は山とのつながりを持たなかつたもののようである。 的な行爲についても、 常住11寺內、以護11三寶、」 行といつたことに對してどう見ていたであろうか。それについて、六八〇年(天武八年)十月の勅の中に、「凡諸僧尼者」 れるようになるのは七世紀後半になつてからであるが(その點については後に亦ふれる)、丁度その時期は佛教が國家宗教 いという考え方がうかがえると云えよう。そしてその考え方は、やがて僧尼令が制定されるに至つてより明確な形をと 的に發展しはじめようとしているときであつた。そこでそのような時期に於ける日本の爲政者たちは、 つて氏族的に受け容れられていたその初期の性格からも推測し得ると思われる。 日本に受容せられた佛教は、その初期に於ては山とは關係なく發展した。少くとも六世紀から七世紀の前半にかけて 實際にはこの頃の寺はみな人里の中に營まれていたが――、 まず寺院以外での衆生教化ということは堅く禁制せられたし、 まことに面倒な手續を經ないと許されないことになつた(僧尼令第五條及第十三條) (日本書紀) という語が注意される。この場合寺院はどこにあつても差支ないかも知れ 少くとも僧尼はむやみに寺外を浮遊すべきものではな それは、 大和の豪族や地方の豪族・歸 乞食行とか山居修行の如きすぐれて佛教 日本の佛教と山とのつながりが認めら 僧尼の入山 山居の手續を 化人たちによ ないが

るにそういつた行業は甚だ歡迎されなかつたのであつた。

認められた後も常に國郡の監視つきであり、認められた一定の場所以外には移動することも出來ない狀態である。

又經日、 この事は、 日乞告穢…雜市里、 養老年代に至ると現實の問題として取りあげられてくる。七一八年(養老二年)十月十日の太政官の言に 勿」使"浮遊、……其居非"精舍、行乖"練行、任」意入」山、 情雖」逐,,於和光、形無」別,,干窮乞、如,斯之輩愼加,,禁喩、(續日本紀) 報造"菴窟」混≒濁山河之清、 雜¬燻煙霧之彩

の入山 壓が始められた。 佛教活動が俄かに注目を集めてきていたときでもある。 たいものが存在していたのではなかろうか(それについては夾章で亦とりあげたい)。 單に文章の修飾のみにしてはいささかどぎつ過ぎるのではないか。 の整理統合が發令されており、翌十七年から十八年にかけて、行基を焦點とする民間的・私度的佛教に對して嚴しい斷 同時にその律令體制の矛盾が新京建設の問題などとからんで顯著にあらわれ、その動きと結びついた行基一派の民間的 き乃至その可能性が懸念されていた。併しそれにしても、 文通りに貫いていこうとするばかりではなく、律令體制にとつて甚だ好ましからぬ民衆の動きと山林の佛教との結びつ とある。 ・乞食の抑壓について、そこで何が考えられていたのかもおよそ推測し得ると思われる。單に僧尼令の精神を條 この發令がなされた前後の時期は、藤原不比等がその律令體制の仕上げに最後の努力を拂つていた時期であり、 その一連の動きの中でこの僧尼の入山・乞食についての注意換起もなされたのであつた。從つて、こ 七一六年(靈龜二年)には土豪層の私寺經營が注目されて寺院 山河の清を混濁し煙霧の彩を雑燻するというこの云い方は、 何かそこにはまだ他にも佛教と山とを隔離して考え

七二九年(天平元年)の四月には再び山林に於ける佛法のことが問題にされている。

如有片停气住 山林 詳道 佛法 自作;1教化门 傳習授」業、 封司印書符1 合、藥造、毒、 萬方作、恠、 違言犯勅禁,者之 (續

日本紀)

象では Ų が云い傳えられてきていた。天武帝の後を受け繼いできたこの時代の政治家たちにとつて、それはまだそう色あせた印 山林の佛法は、 長屋王が自盡せしめられて居り、 と云われているが、 に歡迎されていなかつたし、 大海人皇子は佛道修行を理由に吉野山にたてこもつたし、更に以前にも古人大兄の行動について同じようなこと なかつたであろう。 逆黨形成の溫床としても危險なものとして時人の注意を惹いていたのであろう。 この際の山林佛法禁止については先に見た道鏡のときと似た事情があつた。 ともあれ僧尼の山居修行ということは、 終始抑壓を受けてきていたことが明らかだと考えられる。 つづいて藤原氏による光明子立后の畫策が進められつゝある緊張したときであつた。 およそ七三〇年代頃までは確かに律令政府を荷う人 この年の二月、左大臣

方に於てこの 造寺所公文)。この變化は、 僧正に任命されるような變展ぶりであつた(七四五年)。その年を境にして、 の民間的佛教活動に對する態度は大きくゆらいできていた。行基一黨への斷壓は急速に緩和され、その中心者行基が大 こうした事情に多少の變化の表われてきたのは、大體聖武朝の後半期、 一方では貴・豪族による墾田私有の途がひらかれつゝあり、 時期は、 道慈の經典將來・道璿の來朝等に刺戟されて大陸に於ける密教の盛行への關心が漸時高まりつつ 山居修行への抑壓についても當然影響を及ぼしたことが考えられてよいであろう。 正倉院文書に残る優婆塞貢進解によつてその狀况をよく知られる通りである 他方東大寺大佛造立の興奮にともない、 所謂諸兄政權時代(セニハーセ五六年)であつ 例えば得度についての規制の如きも甚だし (寧樂遺文、下、 あわせて政府 しかも一

二七九

Щ

た。 受禪に際しては山林に隱るる淸行の逸士十年以上の者の得度を全て認めているが 教にとつても重要な轉期になつた時期だつたと考えられる。天皇不豫に際して「諸名山の淨處をして藥師の法を行わし あり、それだけに人々の目が殊更 動ということがこの頃には行基の頃のような尖鋭な政治性をすでに持つていなかつた、從つて僧尼令的規正が養老年代 平寶字三年)六月には、 であつたこの青年政治家が、 る」ような事もこの時期に見られてくるし(天平十七年九月―續日本紀)、七五八年 も考えられねばならない と思はれる。 の民間的活動は結構發展していたし、 の如ききびしさではもはや出てこなかつたことである。そこで一方では、 出來るところろのものであつた。僧尼の山居や乞食行などについては特に傳うるところが無いのであるが、だからと云 の一つの結論を示したものであろう。 つてそれが特に歡迎されたとは到底考えられない時代であつた。ただひとつ留意しておくべきことは、 この頃はすでに仲麻呂の政權獨占期であるが、 と同時に、 官僧の要請に託して私度の佛教の斷壓を復活しているが(續日本紀・三代格)、それは當然に予測 天平期を過ぎてきたこの頃には、一片の法令を以てそう簡單に左右し得ないような時代の大勢 反僧尼令的な佛教に對してまで大きな同情を寄せていたとは考え難い。 "山、にむけられてきているときであつた。かくてこの大佛造立期こそ日本の山林佛 併し、 また山林に於ける佛法ということも、 僧尼の山居修行のことはこのまま盛大化するわけにはまだまだゆかなか 儒教的教養を玉條とし、そして律令的秩序の再建・是正に頗る熱心 醫王寺經や光覺經などに見られるような形で 以前とは樣相がよほど異つてきていたのだ (續日本紀)、これなどもそうした風汐 (天平實字二年) 八月一日、 現に七五九年 佛教の民間 淳仁帝の 的活 (天

こうしてやがて道鏡の擅權時代に入つたのであつた。 道鏡自身は、 必ずしも官寺佛教の代表者としてその衆望を荷う

らためてこの時代にまた山林佛教停止というような擧に出ることもなし得たのではなかつたろうか。 な同情を持つたという證據は何もないのである。むしろそういう立場の者がここで政權の座についていたからこそ、 のを持つていた。 存在ではなかつたであろうが、併しやはり官寺の利害の上に立つていたし、その意味で律令貴族の勢力とは對立するも 併しだからと云つて道鏡が、 官府僧團のあり方から離れていこうとする一部の佛行者の人々へも大き

道鏡一 は、 ると思われる。 紀後半の教界の動向を考えるについて、 に對する要望が强く動いていたことを自ら證するものではあるまいか。 をかなりに和らげられる見通しが强くあつたからであろう。と云うことは、この時代に、 たと云えよう。 律令制定期以來、 つの見通しが得られるように思われる。 こう考えてくると最初にあげた七七〇年 そこにまた別な政治的配慮が感ぜられるのであつて、 黨の官僧政權を葬り去つた新しい政局者たちが、今後の佛教のあり方について何を考えているかを早くも嗅わし しかもこれが道鏡左遷の直後に、新政權がまだ充全な體制を整えてもいない内に足早やに出されたのに 好ましからざるものとして終始扱われてきた山林の修行ということをここで公認する擧に出たのは、 とりわけ山の佛教の胎動期を考えるについて重要な手がかりを與えるものであ 山居修行の解禁というこの法令は、なかなか復雑な配慮のもとに出されていた。 (寶龜元年) 十月の詔が、 恐らくそうすることによつてこの政變に處しての僧團 どのような背景の上に出されたものであつたか、一 その觀點からして、 僧團の一部に入山修行の この寶龜冒頭の詔は、 の 八世 解禁 壓

3

僧尼の入山修行という動きに對して奈良の朝廷が如何なる政策をとつていたかを考察することによつて、 山林佛教

發展、 附載された。そこでその成果を頼りにしつつこの點について概觀しておきたい。 ての證跡または傳記等からはどういうことが知り得るであろうか。さきに註記した古江氏の論稿では、 いて本文で綿密に追究されると共に、更に卷末に、八世紀に於ける造立が大體確實と考えられる山寺四十八の一覽表を 特にその時期について考えてみたのであるが、ところで實際に當時に於ける寺院の造立、或は僧尼の行業につい 山寺の造立に 5

世紀末・寶龜延曆年代に至つてその印象は急激に强められるのである。當時の山寺について最も多くを語り傳へている 比蘇寺自體特に山中に營まれたというものではなかつた。八世紀に入ると、とりわけ天平期以後になると、靈異記など 寺院が營まれたということは、 のであろうが、古江氏の整理された表によつても矢張靈異記寺院の造立年時は集中的にこの時期に考えられるであろう。 決めてしまうことは出來ない。 の説話傳承に見られるものを除いてみても、山寺の存在が次第に濃密になつてきている樣が知られるのであり、 な證跡は認められない。吉野比蘇寺は、奈良朝後半に至つて特にその存在が注意を惹くのであるが、この時期に吉野に るわけであるが、しかし近江朝から淨御原朝時代には、この崇福寺と吉野比蘇寺の存在を除いてはまだ注目されるよう のは靈異記であるが、靈異記に記される寺院についてはその史料の性質上、寺院造立の年時をそれのみによつて直ちに 山林へ佛寺を營もうとする動きがはつきり認められる最初のものとしては、近江朝に於ける崇福寺の建立が擧げられ 次に僧尼その他の行跡を通じてはどうであろうか。それについては究明の困難な點が二つある。一つは旣に述べた如 山に於ける佛法修行はずつと抑壓されてきたものであつたから、それだけに傳承はいつそう殘りにくいことである。 淨御原朝前後に於ける吉野への淸遊の流行と一つのものとして考うるべきであり、 大體に於て靈異記說話の成立は天平期以後、 特に寶龜延曆年代の世相を反映しているも 特に八 また

ものかではなく、老後の靜養と山林禪定とを兼ねた淸遊といつたものであろう。 りに於て今日注目されつゝある。道慈は天平元年初春に大和の竹溪山寺にいたことが懷風藻の詞書によつて確認されるのに於て今日注目されつゝある。道慈は天平元年初春に大和の竹溪山寺にいたことが懷風藻の詞書によつて確認される 天平期以前には、 點で著名であるが、 或は續日 が 更に一つは、 道璿などに山居の傳承を見ることが出來る。 だ行基が山林とは全然つながりを持たなかつたとは云いきれない面があると思われるが。 て慈善事業に盡した以外は、 つて奈良時代の僧尼の傳承などにもその筆錄時にゆがめられたものがまじつてきていることである。 山林に停住して修行したことを頻りに傳うるのであるが、 本記の没時の記載などにはその事は見えず、これなども平安朝になつてから結びつけられたものであろう。 僧傳などの多くが後の時代、 山居修行について特に顯著な傳承を持つ僧は甚だ孤立的である。 併し彼の場合などは時の官僧の主流にいたのでもあり、 事ら元興寺禪院に靜座していた事績を傳えるのみである。
 僧の山林修行への關心がきわめて高まりつゝあつた時代に書かれており、 神叡・道璿は吉野比蘇寺にいたことが傳えられ、 併し行基について最も古く且つ信用すべき傳承である墓誌 それは官僧的な在り方を否定するような何 かの道昭などにしても諸國を遍歴 行基については、 なお天平前後には神叡・道慈・ 吉野自然智宗とのつなが 併しそれにしても 行基傳等に彼 從

色彩はいつそう强くなつてきているのである。 きをかなりに明瞭に印象ずけるのである。 靈山と特殊の修行者との結合が傳えられて、 前半より中葉期に於ける行基を焦點とした反僧尼令的民間活動と相對している。 八世紀後半に至ると、 靈山と民間的な僧の行跡との結びつきが僧傳・說話類等に於て明らかに濃密になつてきており、 更にこの時期に注意すべきこととして、 靈異記說話に畫かれる世界と相共に當時の佛教界の一翼に於ける山への動 道鏡は早く葛城山で如意輪法を修していたと傳えられ、 日光の勝道・越の泰澄といつた如く、 中央僧界の高僧たちの傳承にもその また良辨はその

青年期に奈良の東山に籠居して修行し時人より金鐘行者と呼ばれていた等々は多くを疑問とするも、この時期に壯年期・ るのである。 承せられ、また護命は月の上半は吉野にこもつて虚空藏法を修し、下半は寺にあつて經を誦習したなどと傳えられてい つていくが、後年その最澄の最大の論敵となつた法相の得一や護命についても、 青年期を過した僧たちに至ればそれはいつそう顯然としてくるのである。最澄などもやがてそうした動きの中で山へ入 得一は東國の山々と强く結びついて傳

わけではない。 みとることが出來ると思われる。併し僧尼の山居修行はこのままもう問題もなく平安朝の山林佛教につながつていつた 前項で注意したところの、 以上は古江氏・石村氏が山寺の史料を博搜されたもの、また觸目の僧の傳承の二三を指摘してみたのに過きないが ・延暦年代(大略七三〇年以後、特に七七〇一八〇〇年頃)というものは、これらの面を通じてもかなり明らかに讀 七八五年(延曆四年) 僧尼の山居修行―律令的規制に抵抗するものとしての―の展開期としての天平期以後、 には再びこれを斷壓するような動きがあつた。 とり

讀"陁羅尼 | 行"壇法4 (三代格•二、昌泰四年二月十四日官符所引) 僧尼優婆塞優婆夷等、 讀,, 他羅尼,以報,, 所怨,行,, 壇法,以縱,, 咒詛,自,今以後, 非、預,前朝語,不、得,人,山林,住,寺院

つの例をとつてみても、 林佛教を問題にしていてもその抑壓の對象が變化してきていることも注意しておく必要がある。 情勢の下にこの官符が出されたのであるが、その効力という點ではいままでとは旣に事情が異つていたし、また同じ山 この際は 藤原種繼暗殺事件の起つた直後のことで、かつての長屋王自盡事件や仲麻呂反逆事件のときと丁度同じような 右の官符は七八五年の十月に出されているのであるが、その年の七月に最澄は比叡山に登り、 手近かなところにひと

なかつた。これ以後にもなお同じような動きが出てくる事があるが、ここでは更に下つて考察をのばす必要はないであ 以後十二年間の籠山修行を行つていたし、それについて最澄は右の官符にある如く特に勅語に預つて入山したわけでも

一、山の佛教と神佛の關係

ろう。

し、また十里四方以内は今後雷鳴をさせないことを約す。 雷で塔をこわしてくれるようにたのんだのであると。そして呪縛を解いてもらう代りに、 むのでその由をきいてみると、實はこの山の地主神が、 だすと、やがて十五六の童が空から堕ちてきて、これからは決して塔をこわさないから発してくれ、と泣きながら頼 やろうと云い、再び塔を造りだした。 じであつた。その信者が大變悲しみ、塔をこわさない樣に祈り願つていると神融聖人が來り、自分が願をとげさせて 上に塔を建て、供養しようと發心して塔を造つたところ、 越後の國の神融聖人は幼時より法華經を受けたもち、 次の物語は今昔物語・卷十二の「越後國の神融聖人雷を縛つて塔を建てる語」の要約である。 また雨が降りはじめ、 晝夜佛の道を行つて怠らなかつた。その國の一信者が國上山 山に塔を建てられては自分が住む所がなくなると悲しんで、 忽ち雷がおちて塔を破つてしまつた。再び造つたがまた同 雷が鳴りだす。信者の憂慮のうちに聖人が法華經を讀み 僧の便として山に清水を出

すでに見えており、 この話は元亨釋書の泰澄傳の中にそつくり入つていて有名なものであるが、 この話の筋書はかなり古くから語られていたことが知られる。さてこの物語の骨子は、 一方十一世紀中葉の成立である法華驗記 地主神が

背景をこゝで考えてゆきたいと思うのである。 分の より優れた呪力を示して佛法の入山が確保されたこと、以上の二點にある。そこでこの物語がつくり出されてきたその 山に佛 教が入るのをいやがつたこと、 佛行者(ここでは法華經の宣傳のため、特に法華經の持經者と强調されているが)が

が出來る。 されても、 逃されてはならない。 關心として受け容れられている時には別に問題もなかつた。反律令的な農民の闘爭と結合して行基的な民間活動が展開 たし、日本の淨土信仰は山岳崇拜と深く結びついて展開したことなど、平安時代を通じて幾多の事象を我々は見ること 聖地・靈域であつた山へ入つてゆくことにより、民俗信仰との結びつきを著しく深めた日本的佛教が展開したことにつ 神性の支配する靈域として、山は永く民俗信仰の中心にそびえていた。そこに一つの問題があつた。古代人にとつての 易いようなこうした形で物語られたものと思われる。ではその障害とは何であつたか。ここで、日本の民俗信仰に於て いては、 ことであつたろう。その障害に對決し、それを乘りこえていかなければならなかつたことが、古代人の心意にとけこみ るものと考えられる。こゝでは山中に塔を造る話になつているが、それは單に僧の入山修行といつた場合でも矢張同じ 佛教が初めて山へ入つていくについては、その過程は決してスムースなものでなかつた事情をこの物語は反映してい "山"というものゝ位置について想起してみる必要がある。 すでに屢々指摘せられてきた。 そのものとしては在來の信仰圏をも大きく揺さぶるようなものではなかつた。むしろ無反省な呪力への期待 併しその前に、 佛教が、 佛教は山へ入ることによつてまず山を支配する神の信仰とぶつからねばならなかつた點が見 豪族たちの威德をいつそう粉飾するものとして、或は知識者層に於ける個人的な信仰 密教の験者はその靈地での行臥修法によつていつそう多くの人々の期待を集め 山は、古代人の世界に於ける信仰の中心であつた。

が十分に感じられていたからであろう。 神という形で積極的に自己に利していつた點でこの時代としては卓拔していた。 わたつてその入山を阻んだのは單に眼前の登山の困難のみであつただろうか。 供養をすることを誓願したりしてようやく三度目に登頂に成功し、やがて湖畔に神宮寺を建てたのであつたが、 尼の入山を嚴しく抑制してきたのは、 岳に確保するにあたつても、その山の神威に對して甚だ愼重な配慮をほどこしたと思われるのも、 ところによれば、二荒山に入山を企てて再度失敗し、諸神祇の為に寫經を行つたり亦山頂に至り得たら必ず神のために 行者とされた泰澄の傳記 かその邊の事情にかかわるものがあつたのではなかろうか。その間の葛藤がさきの物語では、 にも述べた如く、みだりに僧が山へ入ることは山河の清を混濁し煙霧の彩を雑燻するといつた表現をしていたことも何 事情を異にしていた。そこは神の支配する領域であり、祖靈の鎮まるところであつた。飛鳥時代以來、 を通じて民俗的信仰と癒着しつつある程度民間層に受け容れられる可能性を持つていた。大きな飛躍は望めないにして も、一二の陁羅尼を誦持して乞食活命する私度僧の生活も確かに存在し得た。しかし、"山" へ入つてゆくことはそれ に結びつけられて語り傳えられたのだと思われる。 單に治安對策の面からのみであつたろうか。七一八年の太政官の言の中で、 ただ最澄や空海或はその周圍の人々は、 日光の勝道にしても、 後年、 その懸念をそらすと同時に逆に護法善 最澄や空海がその教團の據點を山 奈良時代の代表的な山岳 空海の追想が傳える なおその摩擦の懸念 爲政者たちが僧 十年に

鏡政權下に於ける大嘗會執行問題などの際に顯著に出てきたのであるが、 この護法善神という考え方は七四九年(天平勝實元年)の宇佐八幡の大佛造立助成問題、七六五年 當時廣い根をもつて擴がつていたものとは考えられない。現にすぐ後の光仁朝には、 それは所詮その時の知識者層の觀念的所產 聖武から稱徳朝へかけて (天平神護元年) の道

Щ

られている。 造るのに墳墓をこわしてその石を用うることはたゞに鬼神を驚かすのみならず子孫を憂傷させるとしてその禁斷が令せ 滋賀郡小野社木、搆ℷ塔爲ℷ崇、」(續日本紀)ということが云われている。また七八○年(寶龜十一年)十二月には、寺を なるが、それについてもこの石の崇りが云々された)。その翌々年の四月二十九日には「震…西大寺西塔」ト」之。 なされ、ついにその心礎を放棄せざるを得なくなつた(續日本記—これはまだ稱德帝在世中のことであり、 などをエネルギーに生長してきたものであつたらしいが、 のこうした國家と佛教の在り方や神佛の關係について强い反撥が出されている。その反撥は農民の西大寺力役への怨嗟 と神宮寺との摩擦を再三にわたり强調してやまなかつた。 一方諸神社への崇敬がかつてなく熱心にとりあげられているそうした風汐の中で伊勢神宮は、 七七〇年 (神護景雲四年)二月には、數千の力夫を使つて運んだ 西大寺東塔の心礎について 稱德帝の所産であるこの西大寺などは特に批判の的となつて その年女帝は病氣に 頻りに妖言が 伊勢の神 採::近江國

る。 ほとんど語られていない事實もここで注意する必要がある。この考え方は、八世紀には僧界でもまだあまりとりあげら げられてくる護法善神の物語、 れていなかつたのであろう。 三寶繪詞 ・天長六年三月十六日の條に載る若狹比古神等が即ちそれである。これらの物語は大體八世紀後半から九世紀前半に その代りに八世紀後半期に顯著に認められるのは、 僧延慶選する武智麻呂傳の氣比神、 (十世紀後半の成立) それは恐らく九世紀以後天臺・眞言教團の僧たちによつてさかんに宣傳されたものであつ ・法華驗記(十一世紀中葉の成立)や扶桑略記 とりわけ山居修行者を 山の神靈が加護するという筋書が靈異記(九世紀前半の成立) 多度神宮寺資財帳に載せる多度神、 佛の力によつて神身の苦を離脱したいと表明する神の物語であ (十一世紀末の成立) 靈異記下卷の陀我大神、 などの書に熱心に取りあ 或は類聚國史一八 には

つくられたものであつた。そしてその筋害は大略みな同じであるが、いま最後にあげた若狹比古神の場合を一つだけ例

示してみよう。

依佛法、以発"神道、 若狹國比古神、以,和朝臣宅繼,爲,神主、宅繼辭云、據,撿古記、 養老年中、 厥後年穀豐登、 宅繼曾祖赤麿、 無、果、斯願、致、灾害、耳、 人无::夭死:云々、 歸ıı心佛道î 練"身深山、大神感、之、化、人語宣、 (類聚國史・一八〇・佛道七) 汝能爲」吾修行者、赤鷹卽建,,道場,造,,佛像一 此地是吾住處、我禀,神身、 疫癘屢發、 病死者衆、 號曰"神願寺、爲"大神 苦惱甚深、思、歸, 水旱失、時、 年穀

あつた。そこでは神威の力は否應なしに佛力の前にねじふせられてしまつている。佛家の側から流されるこうした説話 ように發展せられたかは靈異紀・下の第二十八の說話に示されている一)などはその鬪爭性がもつとあらわに表出されたもので 役君小角の物語 る神身離脱のタイプの說話だと思われるのである。さきに掲げた泰澄にまつわる説話、 それへの鬪爭に對する僧たちの動きを最もよく反映して作られたものがこの八世紀後半から九世紀前半に顯著にみられ り超えていかなければならない人々の闘争的な氣持がうかがわれると云えよう。 自然に生み出されてきたなどとは到底考えられないであろう。 いる。そしてこうした物語が誰によつて作られ、どういう意味を持つていたか。當時の民間の社會でこういう考え方が 長文を敢て掲げた意味は理解を得られると思う。 へ入つていく僧たちによつてのみ準備されたものだと云うのではない。併しそのことによつて激發された神佛の摩擦、 (文武三年五月二十四日條―との記事は既に續紀編纂當時の潤色を受けている。 佛教が山へ入つていつた初期の有樣がこの物語にはよく映し出されて 逆にそこには、 山に於ける神威の力を何らか 無論ここで神身離脱の物語が、 そしてそれが八世紀末の社會でどの 或は續日本紀に載せる萬木山 の意味で乘 全て山

Щ

として體得せられた面があつたのだと思われるのである。 していつたのであつた。そしてそれを乗りこえることによつてこそ、當時の村里の人々にも神と佛の結合が初めて實感 力とを通じて、結局佛家は『山』にその據點を確立していつたし、またそれによつて山に於ける神威と佛の結合を實現 話から神身離脱の願を表白する物語へ、そして護法善神の民間的な説話への發展にみられる如き永年にわたる闘争と努 を當時の人々が素直に受け容れたり或は信じたなどとはおよそ考えられないが、 しかし山の神威を佛の呪力で壓伏する

澄氏の次のような指摘を注意しておくのは有意義であろう。 た佛教の呪的信仰とも一應異つた契機の上に新しく展開せられてきた世界であつたと思われる。この項の終りに田村圓 慮せられた神佛關係への反省とは全く別の世界であつた。 ここに取りあげてきた一連の說話類にみられる處のものは、 と同時に、呪力信仰を中心として無反省に受け容れられてき かの宇佐八幡宮や或は大嘗會に際して廟堂で觀念的に思

られるであろう。 ・佛法を悅び佛法を擁護する神々と、 前者は、 上から、 護法善神とされた古代國家の神々であり、これに對して後者は、民衆を通じて、 神身離脱の願望を有つ神々とは、それぞれ異つた系列にあることが、 理解せ

二、山を志向した僧たち

下から神身離脱を願う地方神である。

1

八世紀後半から九世紀へかけての山にまつわる佛教説話: 神身離脱を願う物語などもその重要な一環として一には、

ある。 ある。 勝道などにもその色彩は濃厚にまつわりついている。その事は、すでに考察した如く、律令政府のこの問題に對する態 があつたであろうし、又私度僧たちの中にも山寺に行業する者がいたことは靈異記の說話などにも描かれている通りで 僧尼たちの中に、寺を捨て、 度から推しても當然に考えられるところであつた。古江氏・石村氏なども指摘される如く、 前項の記述にも見られる如く、 そしてその傾向は天平から寶龜・延曆へ、つまり八世紀後半期に著しく注意されることもすでに考察した如くで ところでそのような風潮を初期に積極的にもりあげていつた人々は一體誰々だつたのであろうか 一方道昭や行基のような行き方はとらずにひたすら山林樹下に禪定の地を求めていつた者 かなりに强く民間的な色彩が感ぜられる。 山の修行者として特に名を顯していた泰澄や 官寺の在り方にあきたらぬ

ていたことが考えられる。 斷壓にともなつて山居修行の弊害が取りあげられていたことも頗る示唆に富んだものとなつてくるのである。 についての入山修行の傳承はしばらく別問題としても、 とも考えざるを得ないであろう。そしてその意味に於て、 るならば、これまでの政府なり僧綱なりの入山についての抑壓的態度に對して、矢張そこに意識的な抵抗が存在したこ 七五八年(天平實字二年) 九月に諸名山で薬師悔遇の法を修せしめ、 七四四年(天平十六年)十月に道慈死し、 の山居修行者の得度認可のことが天平年代に於けるそうした動きの一つの結論として認められ 併しそのことはこゝに推測に止めて置かなければならない。 更に大量得度を行つたこととが若しも相關連して考えられるならば、 その翌年の一月に行基が大僧正に撰任されたのであるが、その事とその年の こ の 一 かの養老年代(七一五一七二五年頃) 連の反僧尼令的な氣運の中に山居修行への志向も胚胎し に於ける行基的活動への 行基自身 そして

2

はない その師行表を通じて道璿から强い影響を受けたと考えられることも著名の事實である。では鑑眞についてはどうか。 れ 眞自身については**、** に新しい山林修行の道が拓かれつゝあつたのであり、また空海はこの比蘇寺の密教的傾向を受けついだ面があつたので はないにしても、 を持つていた。 來のため特に請われて迎えられた律僧であつた。しかし兩僧共に、當時の官府僧團の支配的な思想とは多少異つたもの 密教との 密教的色彩を帶びて九世紀以後の我々の視界に姿を現わしてくる。從つてここに、 教への關心が俄かに隆まりつゝあり、奈良時代の內に旣にかなりにそれが消化されつつあつたことは夙に指摘せられて 唐土に於ける密教の盛行、そして唐土よりの相つぐ歸朝僧・來朝僧の刺激によつて、天平期以後の日本の佛教界にも密 いながらやがてその山の神威と結合して新しい日本的佛教が展開してくるのであるが、 いることである。こ 日 とりわけ最澄との關連の上に道療及び鑑眞の二人の來朝僧の意義について注意しておきたい。 解明せられていることであるから、ここではその事とも關連しつつ、また平安山林佛教の開拓者であつた最澄や空 かということも指摘せられている。(ほ) 關連が考察せられねばならないのであるが、

それについては村山氏・古江氏等の研究に於てすでに深く追究さ 教が 道瘠は晩年吉野の比蘇寺に退去していたことが傳えられている。 山へ接近するに至つた要因の一つとして、天平期以後に於ける密教への關心ということが擧げられる。 しかしこの靈山のもとの古寺には天平から延曆にかけて神叡・勝虞・護命といつた僧も籠居し、そこ また前項に考察した如く、 別に山との重要な關連を物語るような傳承は存しないが、彼もまた當時の僧團の支配的な考えとは 更に七八五年 八世紀後半から、 (延曆四年) 山に於ける神靈の信仰とさかんに摩擦をおこしそれと鬪 最澄が比叡山に草庵を營むに至つたにつ 吉野比蘇寺はとくに山寺というもので 山の佛教の初源やその性格について 同時に一方で彼等は頗る濃厚に 道璿も鑑眞も戒律傳 て は 鑑

像が、 相容れ 面化したものと解せられている。(ほ) なれ、 鑑眞の弟子たちと最澄との交りの中に、それはいつそうはつきり認められるであろう。 確かに鑑眞の存在は、 持つたと考えられている人の系譜であり、 べる考え方が出てくるが、それは大體に於て僧尼令的・小乘律的戒律觀に對してより自由な思想的立場を持つた、或は 代、七・八世紀の南都僧團の正統派の官僧たちとは異つた一系列のつらなりと し て聖德太子・行基菩薩・鑑眞・最澄と列 その修行方式なり教理の形成なりについては道雅・鑑眞という二人の來朝僧の存在に多くを負うていたのであつた。 それを見出すことを得たものと考えられている。 いたと考えられているが、 彼が入唐以前すでに天臺教籍に接することが出來たの 天平盛期の樣式から弘仁期の木彫樣式へ移る過渡期のものとして、 更に晩年には東大寺からも去つて唐招提寺にいたようであるが、この彼の動きについても良辨たちとの摩擦が表 ないものを持つていた―當時の僧綱の主流は良辨や慈訓である―。 八世紀後半に於ける反官府僧團的な一つの動きの中で注目すべき面があっ それは唐招提寺自體のこの時代に於ける役割を象徴しているものと云えよう。 最澄は、 その意味で平安の新しい教團の人々から特別の關心を持たれたのであつた。 その教理的形成の面で鑑眞或はその系列の人々と重要なつながりを持つてい つまり最澄が後年南都教團に對する改革者として活躍するについて、 は、 鑑真の弟子たちとの交りを通じ、 鑑眞は七五八年(天平寶字二年) 弘仁的なものを導き出してゆく役割を荷つて かの唐招提寺講堂の一 鑑眞の請來典籍の中に た のだと思われる。 に僧僧 群の木彫 綱 位 をは 後

えよう。 」に擧げつらねてきた八世紀後半にみられる幾つかの動きは、 つまり言葉を變えて云うならば、 南都佛教への決定的な改革者、 とりわけ平安山林佛教の建設者としての最澄についてゞあるが、 最澄はその時代の趨勢に頗る鋭敏な感覺を働かせ、 結局八世紀末に至つて一應最澄の一 その動きの全てをふまえ 點に集中するとも云 これまでこ

ろう。 しい 佛教と律令的なものとの在り方に反撥し、 失いかけていた佛敎は、 る。 自分のものにしたそれらのものを統一し、そして更に新しい教理を中心とした一つの組織にまでまとめていつた點にあ 者を山の神靈が加護するという型の說話も主として比叡山で製作されていくようになる。彼が更に卓拔していたことは、 やがて大比叡・小比叡の神威を逆に自分を支える力に轉化していつた。 何より受け留めていたし、 て新しい改革に乗り出していた。八世紀を通じて流れてきた處の、 堕落化であつたと云わざるを得ないものであろう。 桓武帝或はその廟堂の政局者たちにいち早く歡迎されたのも、 いる空氣の中で、いち早くそれを自分のものにしていた。山に於ける と同時に、 動きを美事にまとめて、 佛教本來の修行方式、 政治的感覺もなかなか鋭かつた。 彼の組織的な山居修行の下で亦新しい裝いを以て國家政治の中心近くに座りこむことを得た。 密教への關心にもまた鋭敏であつた。そして 新しい形の國家佛教に仕立上げてしまつたと云うことが出來よう(山家學生式)。 その意味での その意味でむしろ國家に背をむけつつ擴散していこうとしていた幾つかの新 時代の大勢の中に新しい佛教の行方を摑みとつていた。 "山の佛教 但しこゝに述べたことは、 彼のこうした行き方が既に屬目せられていたのであつた の精神から云うならば、 中央僧團とは異つた立場にたとうとする戒律觀をも "神佛の摩擦" 護法善神の思想を導入したところの、 **"**" 最澄の革新の、 への志向が大きく動きはじめようとして に面しては、 それは卽ち新たな脫線であり、 その一面のみを取りあげ 周倒な配慮のもとに その方途を見 山居修行 最澄が、

註

てみたのに過ぎない。

 $\widehat{1}$ 石 田茂作氏「佛教の初期文化」、家永三郎氏 「飛鳥寧樂朝に於ける佛教興隆運動」 (「上代佛教思想史」所收)。 古江亮仁氏

修行することには反對であつたことを述べておられる。 「奈良時代に於ける山 一寺の研 究」(大正大學研究紀要三十九號)では、 法華義疏の文を引いて、 聖徳太子は僧侶が山

- 2 村喜英氏は「上代山寺における僧尼の生活」(日本歴史一〇二號)でそれを若干補充されてい
- 3 靈異記說話に出てくる寺院については、 この時代に於ける實在が歷史考古學的に確認されているものも幾つか存
- 4 この問題について薗田香融氏「古代佛教に於ける山林修業とその意義」(南都史學·第四號)が今日注目されつ

 」ある。
- 5 ・主室諦成氏「日本佛教史概說」─末法思想·本地垂跡說(九四ページ)、竹田聽州氏「祖先崇拜」─ 稿を書くまでに被閥の機會を得なかつたのは甚だ遺憾である。 なお同氏「最澄と空海」(「日本佛教思想の展開」 山岳佛教 (一四八ページ) 所收) 参照。
- 6 堀一 郎氏「我國民間信仰 史の研究」・二・ 第二部第三篇、 村山 修 氏 「神佛習 合思 潮 四 等。
- (7) 村山氏・同前書・一六ページ。
- (8) 拙稿「菩薩の佛教と神佛習合」・史學二九ノ二・五八ページ。
- 9 一般社會での神佛習合が本格的に論議せられる段階はつまりこれから先のことであろう。
- (1) 田村圓澄氏「神佛關係の一考察」・史林三七ノ二・四五ページ。
- (11) 古江氏・前揭稿・二九ページ。
- 六九 九年に記されている役君小角の傳にしても(續日本紀)、こ の意味で、 單に孤立的な傳承としてではなく、 山の佛教
- 一連の動きの初源的な表われとして觀察出來よう。
- 13 石田 一茂作氏「寫經より見たる奈良朝佛敎の研究」、川崎庸之氏「佛敎の展開 前期」 (新講大日本史・卷十三)。
- 14 薗田 氏前掲稿、鶴岡靜夫氏 「古代における族長と佛教」―報告要旨・歴史學研究二二九號。
- 15) 井上薫氏「行基と鑑真」(「日本佛教思想の展開」所收)。

(昭和三十三年・五月)